

一般社団法人全日本シティホテル連盟倫理規定

この規定は、一般社団法人全日本シティホテル連盟（以下「本連盟」とする。）会員の倫理に関する規律の基本となるべき事項を定めることにより、シティホテルすなわち健全、快適で、効率的なサービスをそれに相応する料金で提供するホテルとして、その施設、接遇の改善、経営の合理化を図り、内外旅行者の利便を増進するとともに、我が国観光事業の健全な発展と国際親善に寄与するという、本連盟及び本連盟会員に与えられた社会的使命を実現することを目的とする。

第1章 宿泊客に対する規定

第1条 会員は、シティホテル、すなわち宿泊客に対し、健全、快適で、効率的なサービスを、このサービスに相応する料金にて提供するホテルでなければならない。

第2条 会員は、社内に適切な教育制度を設け、社員に対する教育の徹底を期し、その資質の向上に努めるとともに、本規定の趣旨の徹底を図るよう指導するように努力する。

第3条 会員は、宿泊客からの苦情がないように最善の努力を払うとともに、苦情処理体制を確立し、適切かつ迅速な処理を行わなければならない。

また、会員は、本連盟に対し、苦情処理部門の連絡先を明らかにしなければならない。

第2章 本連盟に対する規定

第4条 会員は、本連盟に対し、議決権などの会員としての権利を定款第3条規定の目的の実現の為に適切な方法で行使しなければならないが、私的な目的の為に又は不適切な方法で行使してはならない。

第5条 会員は、本連盟及び本連盟各委員会が収集している宿泊情報、調査、アンケート等に極力協力しなければならない。

第3章 会員に対する規定

第6条 会員は、他の会員や役員に対し、不適切な言動により不利益や不快感を与えてはならず、何らの強要もしてはならない。

第4章 その他

第7条 会員は、その所在する地域社会の健全な観光発展と国際親善に貢献するよう努めなければならない。

第5章 附則

第8条 会員が本規定に抵触すると考えられる場合は、理事会は適切な処置を行う。
この適切な処置には、抵触した当該会員の除名を総会に議案として提出することも含まれる。

第9条 本規定は理事会の決議により変更することができる。

以上